

## 2 都議会のしごと



### 議 決

都議会は、知事や議員から提出された議案などを審議し、その可否を決定します。このように議会の意思を決めることを「議決」といいます。都議会が「議決機関」又は「意思決定機関」と言われるゆえんです。

都議会の議決を得なければ、知事は事業を執行できません。しかし、都議会が東京都に関するすべての事項について意思決定するわけではありません。議決を必要とする事項（議決事件）は、地方自治法第96条で定められています。

都議会に提出される議案の主なものについて、簡単に説明します。

#### ■ 予算

東京都の家計に当たり、収入（歳入）と支出（歳出）の見積りです。

予算の提出は知事が行います。この

予算が議決されて初めて各種の事業が具体的に進められます。

#### ■ 条例

東京都の法律ともいべきものです。内容によっては、都民の権利を制限したり、義務を課する場合もあります。また、都営交通の料金やいろいろな貸付制度なども条例で定められます。

#### ■ 契約

東京都が結ぶ契約のうち、予定価格9億円以上の工事又は製造の請負契約は、議会の議決が必要です。

#### ■ 人事

副知事・公安委員会委員・教育委員会委員など知事が選任等をする重要な人事は、議会の同意を得なければなりません。

#### ■ 意見書

公益に関する（都民生活に大きくかわる）事柄について都議会の意見を国会及び行政庁（主に政府関係）に提出します。

#### ■ 決議

政治的な効果を期待して、都議会の意見を内外に明らかにするものです。

### 都議会で議決した議案の種類と件数 (平成23～28年)

種類 議案の 総数 年	知事提出				議員提出				
	予 算	条 例	契 約	人 事 他	そ の 他 等	意 見 書	決 議		
23	257	41	97	32	19	46	1	17	4
24	271	30	154	27	18	24	3	13	2
25	310	32	131	38	41	40	6	15	7
26	312	37	176	24	12	39	3	15	6
27	333	30	146	36	24	77	7	10	3
28	291	31	115	44	44	35	9	7	6

※「その他」には、事件、諮問、専決、決算を含む。

## 都政の調査と検査

### ■ 調査権

衆参両院における国政調査権と同様の性質を持つもので、地方自治法第100条に定められていることから、「議会の百条調査権」と呼ばれます。

都政全般に係る具体的な事項について調査する権限で、調査に当たっては強制力が与えられています。

議会が調査を行うため、特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができます。請求された者は、正当な理由がない限り拒むことができません。

### ■ 検査権

都の事務の管理や進め方、さらには出納を検査する権限のことです。検査自体は直接に法的な効果は持ちませんが、不当な事実が分かれば、議会として執行機関の責任をただす措置をとることができます。

## 知事の不信任議決

都議会と都知事は独立の立場で均衡をとりながら都政を運営していきますが、両者の間の対立が激しくなったとき、最終的に解決する方法として、議会は知事を不信任することができます。

この不信任議決があった場合、知事に与えられた対抗手段は、その通知を受けた日から10日以内に議会を解散することです。

解散しなかった場合は、知事はその職を失います。

## 請願・陳情の審査

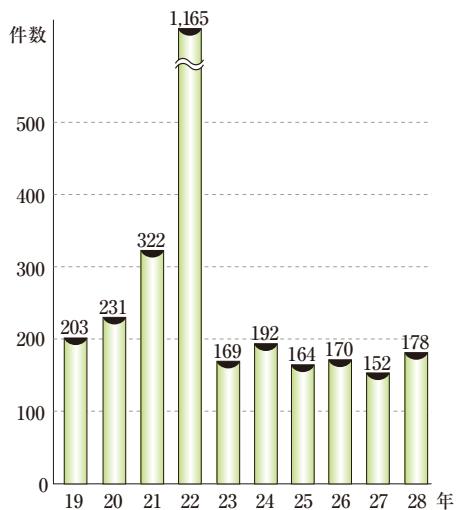
都議会は、都政についての都民の要望などを請願書・陳情書の形で受理します。

これらの請願・陳情については、慎重に審査し採択・不採択を決めます。採択されたもののうち、執行機関が措置することを適当としたものは知事に送付し、その処理の経過及び結果の報告を受けています。

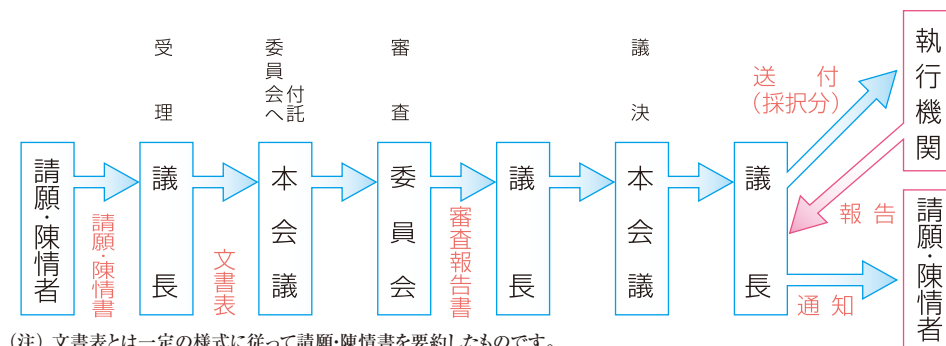
請願の場合は、都議會議員の紹介が必要です。

議会の結論が出たときは、採択・不採択にかかわらず請願者・陳情者(団体の場合は代表者)に通知しています。

請願・陳情付託件数の推移  
(平成19~28年)



## 請願・陳情の審査順序



(注) 文書表とは一定の様式に従って請願・陳情書を要約したものです。

## 平成28年 請願・陳情の審査状況

### ◆請願・陳情の提出方法

- 都政についての要望などを文書(邦文)にして議長あてに提出
- 代表者の住所・氏名を記入(2人以上で請願・陳情する場合は、住所・氏名を書いた署名簿を添える。)。氏名は、自署でない場合(ゴム印・印刷等)には、押印が必要
- 請願の場合は、紹介議員の署名が必要(陳情の場合は不要)
- 様式例は右記のとおり
- 提出・その他詳細のお問い合わせは  
議会局議事部議案法制課  
議事堂4階 ☎(03)5320-7132

### 請願書の様式例

○○○○○○に関する請願(40字以内)

東京都議會議長 ○○年○○月○○日提出  
○○ ○○ 殿

郵便番号 ○○○-○○○  
東京都 ○○○○○○  
電話番号 ○○-○○○○-○○○○  
○○○○を推進する会  
代表 ○○○  
ありがたう

○○ ○○ ○○○ ○○○

都において○○○○を○○○○○したい。  
(複数の事項があるときは、簡条書き等により簡潔に)

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
(1,500字以内)

区分		委員会名											計
		総務委員会	財政委員会	文教委員会	都市整備委員会	厚生委員会	経済・港湾委員会	環境・建設委員会	公営企業委員会	警察・消防委員会	議会運営委員会		
請願	総件数	0	59	19	11	10	1	3	1	0	0	104	
	処理件数	採択	0	27	1	0	2	0	0	1	0	0	31
		不採択	0	0	6	1	4	1	2	0	0	0	14
		一部採択	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部採択 残部審議未了	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
		取下げ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	0	27	10	2	6	1	2	1	0	0	49		
陳情	総件数	31	50	25	33	16	8	15	2	7	3	190	
	処理件数	採択	0	23	0	0	0	0	1	0	1	0	25
		不採択	16	4	21	11	10	2	9	2	6	0	81
		一部採択	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部採択 残部審議未了	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		取下げ	3	0	0	3	1	0	2	0	0	0	9
計	19	27	22	14	11	2	12	2	7	0	116		

(注) 請願及び陳情の「総件数」には、平成27年において継続審査とされたものを含むため、必ずしも処理件数の合計と同じとは限りません。